

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県財務規則の一部を改正する規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

訓 令

- 福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令
- 福島県地域連携推進室運営等規程の一部を改正する訓令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 福島県公印規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第六十号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。附則に次の四項を加える。

- 富岡土木事務所(昭和三十九年福島県規則第十七号)の区域に係る事務(双葉郡広野町、同郡楡葉町及び同郡川内村の区域に係る事務に限る。)に係るその他地方特定入札事務については、第四条第二項ただし書の規定にかかわらず、当分の間、いわき地方振興局長に委任する。
- 第四条第三項の規定は、前項の規定によりいわき地方振興局長に委任する事務について準用する。
- いわき地方振興局長は、附則第四項に規定するその他地方特定入札事務に係る歳入歳出外現金の取扱いに関することについては、第四条第四項及び第六項の規定にかか

わらず、当分の間、いわき地方振興局出納室出納課長に専決処理させるものとする。

7 相双建設事務所長は、富岡土木事務所(昭和三十九年福島県規則第十七号)の区域に係る事務(双葉郡広野町、同郡楡葉町及び同郡川内村の区域に係る事務に限る。)に係る事項のうち次に掲げる事項(第四条第五項に掲げる事項を除く。)については、第四条第四項及び第六項の規定にかかわらず、当分の間、福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)附則第四項の規定によりいわき建設事務所長の職にある者をもつて充てる相双建設事務所次長に専決処理させるものとする。

- 支出負担行為(債務負担行為に係るものを含む。)を行うこと。
- 支出を命令すること。
- 物品の管理及び処分に関すること。
- 歳入歳出外現金の取扱いに関すること(附則第四項に規定するその他地方特定入札事務に係るものを除く。)

附 則

この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第六十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表企画調整部の項中「総合計画課」を「復興・総合計画課」に改め、同表生活環境部の項中「国際課」を「国際課 原子力損害対策課 原子力賠償支援課」に改め、同条第五項の表高齢福祉課の項の次に次のように加える。

健康増進課

健康管理調査室

第十一条の表企画調整総室の項中「総合計画課」を「復興・総合計画課」に改め、第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号を第二十一号とし、同項第十二号中「国土総合計画」を「国土形成計画」に改め、同項第十三号とし、同項第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 復興計画に関すること。

第十二条の表生活環境総室の項に次のように加える。

(原子力損害対策課)

二十八 原子力損害対策に係る総合企画及び調整に関すること。

(原子力賠償支援課)

二十九 原子力損害の賠償の請求に係る支援及び調整に関すること。

三十 原子力損害の賠償に係る相談に関すること。
第十二条の表県民安全総室の項第十五号中「関すること」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十三条の表健康衛生総室の項第四十七号を第四十八号とし、第四十号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、
三十九 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の

施行に関すること。を「(業務課)
四十 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に關

すること。」に改め、第三十八号を第三十九号とし、第二十五号から第三十七号までを

一号ずつ繰り下げ、
「(食品生活衛生課)
二十五 と畜

場及び化製場等に関すること。」に改め、第二十三号を第二十四号とし、第十九号から

第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、
「(感染・看護室)
十八 感染症の予防に關すること。」を「(感

染・看護室)
感染症の予防に關すること。」に改め、第十七号を第十八号とし、第十号から第十六

号までを一号ずつ繰り下げ、
「(地域医療課)
九 医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)の施行に關

すること。」を「(地域医療課)
十 医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)の施行に關すること。」

に改め、第八号の次に次のように加える。
(健康管理調査室)
九 原子力災害の影響に係る県民の健康管理に關すること。

第二十条中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

第二十七条の二の表地域連携室長の項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室

長」に、「及び地域課題」を、「地域課題」に改め、「解決」の下に「並びに東日本大

震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力

発電所の事故による災害をいう。)により被害を受けた市町村の復旧及び復興」を加え、

「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改め、同表地域連携室副室長の項中

「地域連携室副室長」を「復興支援・地域連携室副室長」に、「地域連携室長」を「復

興支援・地域連携室長」に、「地域連携室の」を「復興支援・地域連携室の」に改め、

同表地域連携室理事(任意設置)の項中「地域連携室理事」を「復興支援・地域連携室

理事」に、「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改め、同表地域連携室担

当課長(任意設置)の項中「地域連携室担当課長」を「復興支援・地域連携室担当課長」

に、「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改め、同表地域連携室主幹(任

意設置)の項中「地域連携室主幹」を「復興支援・地域連携室主幹」に、「地域連携室

長」を「復興支援・地域連携室長」に改め、同表地域連携室担当副課長(任意設置)の

項中「地域連携室担当副課長」を「復興支援・地域連携室担当副課長」に、「地域連携

室長」を「復興支援・地域連携室長」に改める。
第三十条第一項の表中地方振興局長の項及び地方振興局次長の項を次のように改める。

地方振興局長	復興支援・地域連携室長
地方振興局次長	復興支援・地域連携室副室長

附則に次の一項を加える。

4 福島県相建建設事務所二人の次長の職を置く場合のその職務の担当区分が業務担

当である次長の職は、当分の間、福島県いわき建設事務所長の職にある者をもって充

てるものとする。
別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの

分掌事務の欄中第六十号を第六十一号とし、第二号から第六十号までを一号ずつ繰り下

げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 原子力損害の賠償の請求に係る支援に關すること。

別表第一の六の表福島県農業総合センターの項中
安全農 指導・有機認証
業推進 課
発生予察課

に改め、同項分掌事務の欄中第十五号を第十六号とし、
第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農林水産物に係る環境放射能の測定及び分析に關すること。
別表第三の二の表福島県総合計画審議会の項中「企画調整部企画調整総室総合計画課」

を「企画調整部企画調整総室復興・総合計画課」に改める。

附則
この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、第十一条の表企画調整総

室の項第十二号の改正規定(同号を同項第十三号とする部分を除く。)は、公布の日か

ら施行する。
(行政経営課)

福島県規則第六十二号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

別表第二総務部の項中「福島県北地方振興局地域連携室（北地連）」を「福島県北地方振興局復興支援・地域連携室（北復地）」に、「福島県南地方振興局復興支援・地域連携室（南復地）」を「福島県南地方振興局復興支援・地域連携室（南復地）」に、「福島県会津地方振興局復興支援・地域連携室（会復地）」を「福島県会津地方振興局復興支援・地域連携室（会復地）」に、「福島県南会津地方振興局復興支援・地域連携室（南会復地）」を「福島県南会津地方振興局復興支援・地域連携室（南会復地）」に、「福島県相双地方振興局復興支援・地域連携室（相地連）」を「福島県相双地方振興局復興支援・地域連携室（相復地）」に、「福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室（い復地）」を「福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室（い復地）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第十七号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令

福島県地方振興政策会議規程（平成六年福島県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に、「地域連携室副室長」を「復興支援・地域連携室副室長」に改める。

第四条第二項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に、「地域連携室副室長」を「復興支援・地域連携室副室長」に改める。

第十条の見出し中「地域連携室室員会議」を「復興支援・地域連携室室員会議」に改め、同条中「地域連携室室員会議」を「復興支援・地域連携室室員会議」に、「福島県地域連携室運営等規程」を「福島県復興支援・地域連携室運営等規程」に改める。

第十一条第三項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に、「地域連携室の」を「復興支援・地域連携室の」に改める。

第十二条中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（総務課）

福島県訓令第十八号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県地域連携室運営等規程（平成十八年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県復興支援・地域連携室運営等規程

第一条中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

第二条中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に、同条第五号中「及び地域課題の解決」を「地域課題の解決並びに東日本大震災により被害を受けた市町村の復旧及び復興」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。）により被害を受けた市町村の復旧及び復興の支援並びに原子力災害（原子力災害対策特別措置

法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）

の損害賠償に係る市町村との調整に關すること。

第三条第一項中「地域連携室の」を「復興支援・地域連携室の」に、「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改め、同条第二項中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

第四条中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改める。

第五条第一項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に、「地域連携室副室長」を「復興支援・地域連携室副室長」に改め、同条第二項中「地域連携室長」を

「復興支援・地域連携室長」に改める。

第六条中「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に改める。

第七条中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改める。

第八条中「地域連携室に」を「復興支援・地域連携室に」に、「地域連携室長」を

「復興支援・地域連携室長」に改める。

この訓令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（総務課）

福島県訓令第十九号

本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤雄平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第五条の三の見出し及び同条第一項中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改め、同項第一号中「及び地域課題」を「、地域課題」に改め、「解決」の下に「並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受けた市町村の復旧及び復興」を加え、同条第二項中「地域連携室（）」を「復興支援・地域連携室（）」に、「地域連携室」を「復興支援・地域連携室」に、「地域連携室」に、「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改める。
第八条第二号の表中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に、「地方振興局地域連携室副室長」を「地方振興局復興支援・地域連携室副室長」に改める。
別表第二の二の表市町村総室の部市町村行政課の項中1の(1)を次のように改める。

(1) 第286条第1項の規定による許可 (福島県市町村総合事務組合に係るものを除く。(2)において同じ。)	<input type="checkbox"/>	市町村 支 援 課 長
---	--------------------------	-------------------------

別表第二の二の表市町村総室の部市町村行政課の項中1の(2)を削り、1の(3)を1の(2)とし、1の(4)を削り、同部市町村財政課の項1を次のように改める。

1 地方自治法の施行に関する次に掲げること。 第252条の17の6第2項の規定による実地検査（市の税務に係るものを除く。）	<input type="checkbox"/>	市町村 支 援 課 長
--	--------------------------	-------------------------

別表第二の二の表市町村総室の部市町村財政課の項2中「地域総合整備事業及び」を削る。

別表第二の七の表農業支援総室の部環境保全農業課の項中6を削り、5の次に次のように加える。

6 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の施行に関する次に掲げること。 (1) 第7条の3第1項の規定による報告 (2) 第7条の3第2項の規定による措置命令 (3) 第52条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

附 則

この訓令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、別表第二の二の表の改正規定及び別表第二の七の表の改正規定は、同年八月三十日から施行する。
(行政経営課)

福島県訓令第二十号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年八月三十日

本庁機関
出先機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程（昭和三十一年福島県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「前項」を「第一項」に改める。
第十条中「地域連携室長」を「復興支援・地域連携室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、平成二十三年八月三十日から施行する。
(文書法務課)